

保存期間：5年
(令和10事務年度末)
令和5年8月23日

第5回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

議事要旨

日時：令和5年8月23日（水）16：30～18：05

場所：Web会議

出席者：伊藤伸介座長、宇南山卓委員、土居丈朗委員、菅企画課長、山里データ活用推進室長、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、検討内容について説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- 利用範囲について
 - ・ 常勤の研究者だけではなく、リサーチアシスタントとしてポストドクターや大学院生にも利用を認めることが望ましい。
 - ・ 他方、リサーチアシスタントについては、例えば、常勤の研究者の研究室の中でしかデータを利用できないとすることや、常勤の研究者が研究室において、常に監督できるような状況でなければ利用できないという厳しい制約を設けることが考えられる。
 - ・ 申請した常勤の研究者を指導教授としているリサーチアシスタントにのみ利用を許可するという縛りをつけることも一案。
 - ・ 税務データの個票データの利用において、税・財政政策の改善・充実等に資する統計的研究ということが柱の一つになっており、その点も踏まえた形で利用目的を定めておくということが重要。
- データ提供から返却までの一連のフローについて
 - ・ 匿名データを貸出方式で利用することになるため、適切な適正管理措置が求められることは強調しておく必要がある。
 - ・ 外部ネットワークから遮断された環境でデータを使わなければならない制限は使い勝手が悪い。最初に利用のハードルを上げて、誰も使わないというよりは、まずは使ってもらうことが重要で、現代的なテクノロジーに合わせて、データの利用中の管理方法を定めてはどうか。
 - ・ 匿名性を高め、できる限り PUF に近づけた SUF のようなデータ形態にすれば、柔軟な管理方法も可能と考えられる。
 - ・ 匿名化については、学術的な成果物を出すことへのニーズにも耐えられる程度の技法の適用が望ましいのではないかと。学術研究としての利用価値が低

い場合、匿名データの借り手が少なくなる懸念がある。匿名性と利用価値のバランスが大事。

- ・ 情報の流出リスクを考えれば、初めの第一歩としては、(学術的なニーズがあることを前提に、) 学術的な価値は多少下がっても、匿名性を高めた方が良い。

○ 利用申出の審査、研究成果物の審査について

- ・ 事前相談において、どういう目的で匿名化された税務データを利用したいのか、提供する側と利用する側の共通認識を確認する作業が重要。
- ・ 利用申出の段階で、税務行政の執行への影響に配慮することや、秘密の保護について利用者に説明し、それらを遵守してデータを使うことを誓約書等で確認することが考えられる。
- ・ 事前相談は、行政と利用者の双方にとって事務負担が大きいので、できれば形式的な審査で済む方が望ましい。一方、長期的には、学術目的であることを判断し、適正な利用をしてもらうために、申請の中身をしっかりと審査することも必要。
- ・ 最終的な成果物を出すぎりぎりまで審査を行うのではなく、公表のタイミングよりも早い段階で成果物の審査をした方が良いのではないか。

○ その他の論点について

- ・ 税務大と共同研究のガイドラインで求められる守秘義務や、統計法上の匿名データの提供の取組が、匿名化された税務データのガイドラインを作成する上で参考になる。
- ・ 研究者に、どういう形でデータを提供したら利用価値があるか、どのくらいのサンプルサイズが必要か等のニーズの調査をしてはどうか。

以 上